熊本市北区管内農業集落排水処理施設管理業務委託

仕 様 書

目次

(業務の目的)	2
(業務概要)	2
(一般事項)	3
(保守点検基本条件)	3
(非常時の勤務体制)	4
(業務計画)	4
(水質管理)	4
(現場管理)	4
(消毒剤管理)	5
(マンホールポンプの管理)	5
(非常通報装置)	5
(保守点検・作業の内容)	5
1 前処理施設の保守点検	5
2 流量調整施設の保守点検	6
3 生物処理施設の保守点検	7
4 沈殿施設の保守点検	7
5 消毒施設の保守点検	7
6 放流施設の保守点検	8
7 汚泥処理施設の保守点検	8
8 換気設備の保守点検	8
9 配管設備の保守点検	8
10 汚泥の運搬作業	8
(修理・消耗品の交換)	9
(特記事項)	9
(場内環境整備)	9
(内容変更)	9
(その他)	9
(別添資料)	

(業務の目的)

第1条 熊本市北区管内農業集落排水処理施設管理業務委託(以下「本業務」という。) は、浄化槽法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止 法等関係法令及びこの仕様書に基づき、水質管理、汚泥管理及び施設管理を計画的に 実施し、処理施設を適切に運転管理することにより、法令に定める放流水質を遵守す るものとする。

(業務概要)

- 第2条 施設を適切に運用するため、処理施設の点検・保守管理を行い、機器と水質について技術的な管理を行わなければならない。
 - (1) 処理施設等に係わる機器や装置の故障を未然に防ぐと共に、それら状況の早期発見及び回復に努め、耐用年数の向上に努めなければならない。
 - (2) 処理施設等の機器・装置や、マンホールポンプ、敷地等の掃除を行い、公共施設として不衛生な状態とならないよう努めなければならない。
 - (3) 放流水質は、浄化槽法及び水質汚濁防止法に基づき、適正な処理機能の維持を目的とした運転管理を行わなければならない。
 - (4) 処理施設等より発生する臭気については、設置されている脱臭に関する機器・装置等の適正かつ有効な活用を図ること。
 - (5) 処理施設等の管理上から考察される様々な問題点や状況を的確に発注者に 報告及び提言を行い、施設の総体的な運営管理費の低減と耐用年数の維持向 上を図ると共に、適正な施設の更新計画等の策定を補う役割を果たすよう努 めなければならない。

2 業務期間

令和7年(2025年)4月1日~令和9年(2027年)3月31日まで

- 3 本業務にて点検・保守管理すべき施設は次のとおり。
 - (1)田底中部処理区
 - 1) 処理場所在地:熊本市北区植木町田底1533-3
 - 2)供用開始 : 平成9年(1997年)11月
 - 3)処理方式 :JARUS-Ⅲ型(流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ

気を組み合わせた方式)

- 4) 計画処理水質: BOD 20mg/ℓ以下 SS 50mg/ℓ以下
- (2)山東東部処理区
 - 1) 処理場所在地:熊本市北区植木町古関179
 - 2)供用開始 : 平成12年(2000年)2月
 - 3) 処理方式 : JARUS-Ⅲ型(流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ

気を組み合わせた方式)

4) 計画処理水質: BOD 20mg/ℓ以下 SS 50mg/ℓ以下

(3) その他の情報

処理区	処理場	計画人口	利用人口	日平均流量(計画)	マンホールポンプ	(参考) 管路延長
田底中部	1 箇所	1200人	799 人	324 m³/日	13 箇所	10.5km
山東東部	1 箇所	960人	537人	260 m³/日	11 箇所	11.3km

※中継ポンプ(マンホールポンプ)の詳細は、別紙のとおり。

(一般事項)

- 第3条 本業務の実施にあたっては、委託者側と緊密な連絡を取りながら行わなければ ならない。
- 2 本業務に従事する技術管理者は、環境省関係浄化槽法施行規則で定める資格(浄化 槽技術管理者)を有した、経験豊富な者でなければならない。

(保守点検基本条件)

- 第4条 本業務の実施にあたっては、関係する諸法規を遵守し業務の適正かつ安全な進捗を図ると共に、諸法規の運用適用は、受注者の責任において行わなければならない。
- 2 本業務における処理施設等の保守点検項目及び内容については、本仕様書及び次の 指針等により管理を行うものとする。
 - (1)農業集落排水処理施設維持管理マニュアル(改訂版) 一般社団法人地域環境資源センター
- 3 維持管理のための定期巡回は、2週間に1回以上を基本とするが、処理施設においては、ごみ受しさの量に応じて必要とする場合は、受託者の判断で点検・管理を行うこと。また、マンホールポンプ場においては、汚物・異物等の発生で機能低下した場合は、必要に応じて受託者判断で点検・管理を行う。
- 4 巡回業務に従事する者は、浄化槽管理士の資格を有する者1名と技術員1名による、2名1組以上の体制で行うものとする。マンホールポンプ場の点検・管理に関して、マンホール内部に入る場合は、「酸素欠乏危険作業主任者」を配置するとともに、必要に応じて交通誘導員を配置すること。
- 5 受託者は、別途様式により管理報告書を作成し、月に1回以上委託者に報告すると ともに、自らも3年間保存しなければならない。
- 6 受託者は、故障又は異常を認めたときは、適切な応急措置を行うとともに、委託者 に報告し、指示を受けなければならない。

(非常時の勤務体制)

- 第5条 受託者は、豪雨、台風等緊急事態に備えて、勤務時間外の非常呼び出し、または緊急事態に対応できる体制にしておかなければならない。
- 2 不時の停電、異常な水位の変化、水質の悪化等重要と考えられる事態が発生したときは、速やかに必要措置をとるとともに、委託者に連絡し、その指示を受けなければならない。

(業務計画)

- 第6条 受注者は、技術管理業務受注者と調整を行い、本仕様書に基づき次の事項について業務計画を作成し、発注者に提出し承諾を受けなければならない。
 - (1) 本業務の年間管理回数等より、年間管理計画(管理予定表)を作成する。
 - (2)業務連絡体制表及び緊急時連絡体制表を作成する。
 - (3) 処理施設の汚泥処理に係わる清掃業務の時期及び計画を作成する。

(水質管理)

- 第7条 浄化槽法及び水質汚濁防止法等に基づく排水基準に適合した放流水質を確保 するほか、施設の稼動状態、負荷状態等を的確に把握し、適正な運転管理を行うため、 水質試験を定期的に行わなければならない。また、その水質試験の結果は発注者に報 告すること。
- 2 検査結果に異常が見受けられた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、必要に応じ、再度水質検査を実施すること。
- 3 農業集落排水処理施設の水質検査については次のとおりとする。

	検査項目	回 数	期間		
1	BOD · SS · PH	年9回以上	毎月1回以上		
			※2 と組み合わせて		
2	BOD・SS・PH・全窒素・全リン・	年3回以上	4ヶ月に1回以上		
	大腸菌・ノルマルヘキサン				

- (1)検査については、通年での水質管理をおこなう必要があるため、季節による気象状況 (気温、水温等)、施設への流入量の増減に偏りが生じないよう考慮し、 実施すること。
- (2) 検査結果については、検査機関が発行した検査証明書を提出すること。

(現場管理)

- 第8条 受注者は、本業務の実施にあたっては地元住民に迷惑をかけないよう細心の注意を払い、あらゆる事故の防止に努めなければならない。
- 2 受注者は、管理作業にあたり労働安全衛生法その他の労働災害防止関係諸法規を遵守し、安全衛生管理及び保安対策には万全な措置を講じなければならない。

3 業務の実施に影響を及ぼす事故、人命に関する事故若しくは第三者に損害を与える 事故が発生したとき又は、これらの事故が発生する恐れのあるときは遅滞なくその状 況を発注者に報告しなければならない。

(消毒剤管理)

第9条 受注者は、処理施設の放流水について、大腸菌群数3,000 個/cm以下になるように、適正に塩素消毒されるよう充填管理を行うものとする。

(マンホールポンプの管理)

- 第10条 受注者は、処理施設に係わる汚水送水用のマンホールポンプについて保守管理、巡回点検を行い、発注者に結果を報告しなければならない。
- 2 マンホールポンプの管理に関して、一部の箇所で遠隔監視システムを導入している ため、活用すること。(http://www.pumpit-kubota.jp/itservice/corp/1/?C=1)なお、 サイトの閲覧に必要なパスワードは契約後に貸与する。

(非常通報装置)

第11条 受注者は、緊急時連絡体制に基づき、処理施設等の非常通報装置の通報先及 び通報者の変更が必要な場合は、受注者の責任において行うものとし、変更内容を発 注者に報告しなければならない。

(保守点検・作業の内容)

- 第12条 処理施設の正常な機能を維持し、良好な水質浄化機能を確保するため、次の 保守点検、作業を行うものとする。
- 1 前処理施設の保守点検
 - (1) 前処理室
 - ①異常な臭気の感知
 - ②異常な発生音の感知
 - ③異常な水位の痕跡の確認
 - ④異常な結露、換気装置
 - (5)照明設備
 - ⑥非常用エンジンポンプ
 - (2) 自動荒目スクリーン
 - ①自動荒目スクリーンの運転状況
 - ②スクリーンの目詰まり、流路の滞留物の除去
 - ③し済、糞塊等の除去
 - ④案内板、シーリングゴムのセット状況
 - ⑤異常な水位の痕跡の確認

- (3) ばっ気沈砂槽
 - ①ばっ気攪拌状況(ばっ気量の調整)
 - ②スカムの浮上、発泡、毛髪の巻付
 - ③流路の滞留物の除去
 - ④砂溜槽内の土砂及び汚物の除去
 - ⑤沈砂排出ポンプの揚水状況
- (4)破砕機及び細目スクリーン
 - ①し渣かごのし渣の除去
 - ②スクリーン目詰まり、流路の滞留物の除去
 - ③ピット内の排水状況
 - ④破砕機の運転状況
- (5) 原水ポンプ
 - ①レベルスイッチ
 - ②スカム、底部汚泥堆積状況及び引抜き移送
 - ③原水ポンプの揚水不良
 - 4)脱離液
 - ⑤非常用エンジンポンプ
 - ⑥異常な水位の痕跡の確認
- 2 流量調整施設の保守点検
 - (1) 流量調整槽
 - ①攪拌状況
 - ②流量調整ポンプの揚水状況
 - ③レベルスイッチ
 - ④汚泥等の堆積状況
 - ⑤異常な水位の痕跡の確認
 - (2) 自動微細目スクリーン及びスクリーン槽
 - ①し渣の除去
 - ②自動微細目スクリーンの運転状況
 - ③スクリーンの目詰まり、流路の滞留物の除去
 - ④異常な水位の痕跡の確認
 - ⑤排気吸込口

(3) 汚水計量槽

- ①移送水量
- ②三角せき、四角せきの越流阻害
- ③スカム及び槽底部の汚泥堆積状況
- ④移送汚水の観察
- ⑤排気吸込口

3 生物処理施設の保守点検

- (1) 嫌気性濾床槽
 - ①汚泥引抜ポンプの作動状況の確認
 - ②異常な水位の痕跡の確認
 - ③各室流出水の観察
 - ④各移流板(管)内の水位及び周辺の観察
 - (5) 各移流板(管)周辺の上昇水流及び短絡流の有無
 - ⑥スカム厚測定及び引抜き移送
 - (7)底部汚泥の堆積厚測定及び引抜き移送
 - ⑧接触材上部の汚泥堆積厚の測定及び引抜き移送

(2)接触ばっ気槽

- ①ばっ気強度の確認及び調整
- ②発泡の状況及び抑制
- ③旋回流及びばっ気状況
- 4槽内水の観察
- ⑤生物膜の観察及び逆洗の実施
- ⑥返送水計量槽
- ⑦ブロワ
- (8)空気流量計

4 沈殿施設の保守点検

- (1) 沈殿槽
 - ①スカム、底部汚泥厚の測定及び引抜き移送
 - ②越流せきの越流状況
 - ③汚泥引抜ポンプの設定及び調整

5 消毒施設の保守点検

- (1)消毒槽
 - ①消毒剤

②消毒槽内のスカム及び堆積汚泥の引抜き移送

- 6 放流施設の保守点検
 - (1) 放流ポンプ槽
 - ①異物等の除去及び堆積汚泥の引抜き移送
 - ②異常な水位の痕跡の確認
 - ③放流先の水路状況
- 7 汚泥処理施設の保守点検
 - (1) 汚泥濃縮貯留層
 - ①脱離液
 - ②スカム厚、汚泥堆積厚の測定及び引抜き移送
 - ③スカムの硬さ
 - (2) 汚泥貯留層
 - ①スカム厚、汚泥堆積厚の測定及び脱離液の有無
 - ②汚泥の系外搬出の時期の判断及び連絡
- 8 換気設備の保守点検
 - (1) ダクトを用いた換気設備の場合
 - ①換気ファン、ダクトの異常音、異常振動、損傷及び支持状況
 - ②臭気の有無
 - ③給・排気口の防虫網、ガラリ等の付着物の除去
 - ④ドレーン管内の水の排出
 - ⑤スクリーンカバー等
 - (2) 換気扇の場合
 - ①換気扇の異常音、振動、据付等
 - ②給・排気口及び屋内外の異常音の確認
 - ③給・排気口の防虫網、ガラリ等の付着物の除去
 - ④室温の調整
- 9 配管設備の保守点検
 - (1) 配管設備
 - (2) 不良発生原因及び補修
- 10 汚泥の運搬作業

汚泥の運搬については、東部浄化センター(熊本県熊本市東区秋津町秋田 536 番

地)または中部浄化センター(熊本市西区蓮台寺5丁目7番2号)へ運搬を行うこと。また搬入時間及び車両規格等については、関係機関へ協議を行うこと。

東部浄化センター

処理区	運搬距離
田底中部	28. 2km
山東東部	21.9km

中部浄化センター

処理区	運搬距離
田底中部	28.0km
山東東部	21.0km

(修理・消耗品の交換)

- 第13条 故障又は異常にともなう修理は、速やかに対応すること。また、別途対応に 費用を要する場合は、早急に協議を実施し、対応方針を決定すること。
- 2 消耗品の交換は、原則として定期巡回時に行わなければならない。

(特記事項)

第14条 定期巡回時以外においても、委託者が必要と認める時には立ち合うものとする。また、処理施設運転状況等の書類作成が必要な場合には、協力しなければならない。

(場内環境整備)

第15条 受注者は、処理施設の景観保護のため、各処理施設敷地内の草刈を年2回実施し、かつ、清掃作業を適時実施しなければならない。

(内容変更)

第16条 本仕様書内容等に変更が生じた場合は、両者協議のうえ対応するものとする。

(その他)

第17条 この仕様書に定めない事項又は、この業務にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。

(別紙) 中継ポンプ (マンホールポンプ) の詳細

				元十十年
処理区名	MP 番号	設備名	仕様・能力	所在地
田底中部	1号	1号中継ポンプ NO.1	80mm×13m×0.54m3/m-3.7kw-14.6A	北区植木町田底
田底中部	0 🗆	1号中継ポンプ NO.2	80mm×13m×0.54m3/m-3.7kw-14.6A	1175 地先
田底中部	2号	2号中継ポンプ NO.1	65mm×6m×0.41m3/m-1.5kw-6.2A	北区植木町田底
田底中部	0.17	2号中継ポンプ NO.2	65mm×6m×0.41m3/m-1.5kw-6.2A	907 地先
田底中部	3号	3号中継ポンプ NO.1	65mm×9m×0.12m3/m-1.5kw-6.5A	北区植木町田底
田底中部		3号中継ポンプ NO.2	65mm×9m×0.12m3/m-1.5kw-6.5A	471-3 地先
田底中部	4号	4号中継ポンプ NO.1	50mm×5m×0.1m3/m-0.4kw-2.2A	北区植木町田底
田底中部		4号中継ポンプ NO.2	50mm×5m×0.1m3/m-0.4kw-2.2A	481 地先
田底中部	5号	5号中継ポンプ NO.1	32mm×11m×0.1m3/m-1.5kw-6.5A	北区植木町正清
田底中部		5号中継ポンプ NO.2	32mm×11m×0.1m3/m-1.5kw-6.5A	227 地先
田底中部	6号	6号中継ポンプ NO.1	65mm×9m×0.1m3/m-1.5kwA	北区植木町正清
田底中部		6号中継ポンプ NO.2	65mm×9m×0.1m3/m-1.5kwA	576-1 地先
田底中部	7号	7号中継ポンプ NO.1	32mm×11m×0.1m3/m-1.5kw-6.5A	北区植木町正清
田底中部		7号中継ポンプ NO.2	32mm×11m×0.1m3/m-1.5kw-6.5A	144-1 地先
田底中部	8号	8号中継ポンプ NO.1	$32mm \times 6m \times 0.08m3/m-1.5kw-6.5A$	北区植木町正清 87
田底中部		8号中継ポンプ NO.2	32mm×6m×0.08m3/m-1.5kw-6.5A	地先
田底中部	9号	9号中継ポンプ NO.1	40mm×17.2m×0.06m3/m-1.2kw-5.5A	北区植木町正清
田底中部		9号中継ポンプ NO.2	40mm×17.2m×0.06m3/m-1.2kw-5.5A	1037-1 地先
田底中部	10号	10 号中継ポンプ NO.1	32mm×9m×0.07m3/m-1.5kw-6.5A	北区植木町正清
田底中部		10 号中継ポンプ NO.2	32mm×9m×0.07m3/m-1.5kw-6.5A	498 地先
田底中部	11号	11号中継ポンプ NO.1	65mm×9m×0.1m3/m-1.5kw-6.5A	北区植木町田底
田底中部		11号中継ポンプ NO.2	65mm×9m×0.1m3/m-1.5kw-6.5A	2386-1 地先
田底中部	1 2号	12号中継ポンプ NO.1	65mm×6m×0.20m3/m-0.75kw-3.3A	北区植木町田底
田底中部		12号中継ポンプ NO.2	65mm×6m×0.20m3/m-0.75kw-3.3A	1647-1 地先
田底中部	1 3号	13号中継ポンプ NO.1	50mm×3m×0.08m3/m-0.4kw-2.5A	北区植木町正清
田底中部	1	13 号中継ポンプ NO.2	50mm×3m×0.08m3/m-0.4kw-2.5A	557 地先
山東東部	1号	1号中継ポンプ NO.1	65mm×12.00m×0.60m3/m-3.70kw-15.20A	北区植木町石川
山東東部	1	1号中継ポンプ NO.2	65mm×12.00m×0.60m3/m-3.70kw-15.20A	728 地先
山東東部	2号	2号中継ポンプ NO.1	65mm×10.00m×0.12m3/m-1.50kw-7.30A	北区植木町石川
山東東部	1	2号中継ポンプ NO.2	65mm×10.00m×0.12m3/m-1.50kw-7.30A	734-1 地先
山東東部	3号	3号中継ポンプ NO.1	65mm×6.00m×0.159m3/m-0.75kw-3.60A	北区植木町石川
山東東部	1	3号中継ポンプ NO.2	65mm×6.00m×0.159m3/m-0.75kw-3.60A	282-1 地先
山東東部	4号	4号中継ポンプ NO.1	65mm×6.00m×0.159m3/m-0.75kw-3.60A	北区植木町有泉
山東東部	1	4号中継ポンプ NO.2	65mm×6.00m×0.159m3/m-0.75kw-3.60A	1081-1 地先
山東東部	5号	5号中継ポンプ NO.1	65mm×14.00m×0.314m3/m-3.70kw-14.20A	北区植木町石川
山東東部	1	5号中継ポンプ NO.2	65mm×14.00m×0.314m3/m-3.70kw-14.20A	1380 地先
山東東部	6号	6号中継ポンプ NO.1	50mm×4.00m×0.12m3/m-0.40kw-2.20A	北区植木町有泉
山東東部	1	6号中継ポンプ NO.2	50mm×4.00m×0.12m3/m-0.40kw-2.20A	1301 地先
	l	= 3 1 mm + 7 110. II		

山東東部	7号	7号中継ポンプ NO.1	65mm×19.00m×0.182m3/m-3.70kw-14.20A	北区植木町古閑
山東東部		7号中継ポンプ NO.2	65mm×19.00m×0.182m3/m-3.70kw-14.20A	1216 地先
山東東部	8号	8号中継ポンプ NO.1	65mm×9.00m×0.159m3/m-1.50kw-7.30A	北区植木町古閑
山東東部		8号中継ポンプ NO.2	65mm×9.00m×0.159m3/m-1.50kw-7.30A	301-2 地先
山東東部	9号	9号中継ポンプ NO.1	65mm×15.00m×0.12m3/m-3.70kw-14.20A	北区植木町古閑
山東東部		9号中継ポンプ NO.2	50mm×8.10m×0.12m3/m-1.50kw-7.30A	875-1 地先
山東東部	1 0号	10 号中継ポンプ NO.1	50mm×7.00m×0.12m3/m-0.75kw-3.50A	北区植木町古閑
山東東部		10 号中継ポンプ NO.2	50mm×7.00m×0.12m3/m-0.75kw-3.50A	832-1 地先
山東東部	11号	11号中継ポンプ NO.1	50mm×8.10m×0.12m3/m-1.50kw-7.30A	北区植木町石川
山東東部		11 号中継ポンプ NO.2	50mm×8.10m×0.12m3/m-1.50kw-7.30A	1590 地先

****処理区 集落排水処理施設

<月報>

令和 年 月

日付	原水流入量		日雨量		機器名	当月運転時間	令和4年度運転時間	
月	(m^3)	植木	七城	西合志		(h)	(h)	
1日	0.0				マンホールポンプNo1.2	2		
2日	0.0							
3日	0.0							
4日	0.0				流量調整ポンプNO1			
5日	0.0				流量調整ポンプNO2			
6日	0.0							
7日	0.0							
8日	0.0							
9日	0.0							
10日	0.0							
11日	0.0							
12日	0.0							
13日	0.0							
14日	0.0							
15日	0.0							
16日	0.0							
17日	0.0							
18日	0.0							
19日	0.0							
20日	0.0							
21日	0.0							
22日	0.0							
23日	0.0							
24日	0.0							
25日	0.0							
26日	0.0							
27日	0.0							
28日	0.0							
29日	0.0							
30日	0.0							
31日	0.0							
日平均	0.0							
日最大	0.0							
日最小	0.0							
月累計	0.0							
年度累計	0.0							

日雨量は熊本県統合型防災情報システムよりダウンロード (http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/GmnDsp.exe?M200)

****処理区 農業集落排水処理施設緊急対処報告書 令和 年 月

発生年月日	時間	場所	機器	警 報	原 因	対 処

**処理区農業集落排水業務報告記録簿

(令和 年度)

	代表者	責任	£者	管理美	業務員		氏	名			
確認											
月	日	曜日	自	時	Ê		分	至	時		分
維持管理	汚水処理施	超設					中総	ポンプ	施設		
業務箇所	管路施設						公共	:桝施設	Ļ		
	1、清掃					通常	臨時				
維持管理	2、保守点核					通常	臨時				
業務内容	3、配電盤等	等				通常	臨時				
	4、整備等					通常	臨時				
				維持管	学理 第	養務作:	業内容	事項			
	中継ポンプ*	<号		(NO1	А	不·J	曳)		(NO2	A 不	:•良)
	中継ポンプ*	<号		(NO1	Α	不小	复)		(NO2	A 不	:•良)
	中継ポンプ*	<号		(NO1	Α	不!	曳)		(NO2	A 不	・良)
業務対処	中継ポンプ*	<号		(NO1	Α	不・」	曳)		(NO2	A 不	・良)
記 録	中継ポンプ*	<号		(NO1	Α	不·J	复)		(NO2	A 不	:・良)
	中継ポンプ*	<号		(NO1	Α	不·J	复)		(NO2	A 不	:・良)
	中継ポンプ*	<号		(NO1	Α	不・」	复)		(NO2	A 不	:・良)
	中継ポンプ*	<号		(NO1	Α	不·」	复)		(NO2	A 不	:・良)
	中継ポンプ*	<号		(NO1	Α	不・」	复)		(NO2	A 不	:•良)
	中継ポンプ*	<号		(NO1	Α	不・」	复)		(NO2	A 不	:•良)
	中継ポンプ*	<号		(NO1	Α	不・」	曳)		(NO2	A 不	・良)
特別記載											
事項											

方	拖設名					担当者						
施	施設規模 人 m3/日		面設規模 人 m3/日		施設規模		没規模 人 m3/日		検:	查年月日		
	天候		天候		5候					気温	$^{\circ}$	
	外観		水温	$^{\circ}$		外観	水温	${\mathbb C}$				
流入	臭気		透視度	cm	放流	臭気	透視度	cm				
原水	ΡН		DO	mg/ℓ	水	PΗ	DO	${ m mg}/\ell$				
						亜硝酸	残留塩素	${ m mg}/\ell$				

							亜 俯酸		残留温素		mg/ℓ
			指示值	絶縁抵抗 MΩ	異常の有 無		1.スクリーンユニット				
	主幹		V				し渣の除る	K			
		破砕機	A				(し渣の除	去量)			
	スクリー ンユニッ ト	自動荒目	A						1		
		し渣脱水機	A				2.ばっ気	沈砂槽			
	自動 5mm	No. 1	A				スカムの乳	· · · · · · · · · · · · · ·			
	目スクリーン						水位の異常	常上昇の形跡			
	流量調整	No. 1	A				異常な臭気	気の発生			
	ポンプ	No. 2	A			機	沈砂の除る				
機	汚泥引抜	No. 1	A				(沈砂の除去量)			L	
器点	ポンプ	No. 2	A			能点	3.流量調	整槽	"		·
検	水中攪拌	No. 1	A				スカムの乳	 発生			
	ポンプ	No. 2	A				レベルス~	イッチの動作			
	散水ポン	散水ポンプ					水位の異常上昇の形跡				
	放流	No. 1	A				異常な臭気	気の発生			
	ポンプ	No. 2	A				流量調整槽流出水				
		No. 1	A				外観		水温		${\mathbb C}$
	ばっ気 プロワ	No. 2	A				臭気		透視度		cm
		No. 3	A				PН		DO		mg/ℓ
	脱臭ファ	ン	A				4. 汚水計	量槽			
	前処理室	排気ファン	A				計量能力				
	ブロア室	排気ファン	A				三角堰の起	域流水深	cm		
							汚泥の堆積	責状況			

	5 .嫌気性濾床槽(出来る限り数値で示す)						第3室流出水						
	スカム の発生	第1室				外観			力	 <温			
		第2室				臭気			透	 視度			
		第3室				РН			亜	 硝酸			
	ガスの 発生	第1室				汚泥	汚泥の引き抜きの要						
		第2室				6.接触に	6.接触ばっ気槽						
		第3室				散気装置	の動	第1室					
	移流部	第1室				作状況	作状況 						
	のつま りの発 生	第2室				生物膜の	_生物膜の肥大						
		第3室											
	水位の 異常上 昇の形 跡	第1室				- 一生物膜の色相		第1室					
		第2室											
		第3室				送風量		第1室					
	攪拌の要の指揮、	第1室						第2室					
		第2室					1		第13	室槽内	水		
		第3室				外観				水温			
機		第1室清				臭気				透視度			
能点		第1室中				PH	,	. → .L.		洗の要	T		
検		第1室流出部				DO		充入部 	上		中	下	1
			第2室清掃口 —————— 第2室中央部			mg/ℓ		中央部 充出部	上上		中中	下	
			第2室流出部				1	第2室槽内水					
		第3室清					水温						
		第3室中	第3室中央部			臭気		透視度					
		第3室流	出部			РН			逆洗の要				
	第1室流出水						Ž	流入部			中	下	
	外観			水温		DO mg/l	r	中央部	上		中	下	
	戾臭			透視度			ž		上		中	下	
	РН		亜硝酸		接触ばっ	接触ばっ気槽から嫌気			性瀘床層へ返送				
	スカムの引き抜きの要					返送	返送水			返送率			
	汚泥σ	引き抜きの	の要				返送水						
			第2室	流出水	外額	外観		透視度					
	外観			水温			臭気		DO				
	臭気			透視度		PH	РН			3	王硝酸		
	PH			亜硝酸									
	スカムの引き抜きの要												

	第1室流出水				放流水					
	外観		透視度		外観		水温			
	臭気		亜硝酸		РН		透視度			
	РН				残留塩素		DO			
	第2室流出水			12. 汚泥濃縮貯留槽						
	外観		透視度		汚泥の堆積量					
	臭気		亜硝酸		汚泥濃縮の状況					
	PΗ				水位の異常上昇	早の形跡				
	7. 返送水計量槽				スカムの発生					
	計量能力				異常な臭気の発生					
	三角堰の越流	水深			脱離液の透視度					
	汚泥の堆積状	況			清掃の要					
	8. 沈殿槽				13. 汚泥貯留槽					
	スカムの発生				汚泥の堆積量					
	ホッパー底部 汚泥堆積厚				スカムの発生					
	固液分離の状況				異常な臭気の発生					
機能	汚泥 引抜 ポンプ	動作状況			清掃の要					
点		動作感覚	稼働		汚泥引き抜きの要					
検			停止		特記事項					
	流出水									
	外観		透視度							
	PH	亜硝酸								
	9. 散水ポンプ槽									
	スカムの発生									
	レベルスイッチの動作									
	水位の異常上昇の痕跡									
	異常な臭気の発生									
	10.消毒槽									
	浮遊物及び汚泥の堆積									
	消毒剤の補給									
	11. 放流ポンプ槽 									
	スカムの発生									
	レベルスイッ	チの動作								
	水位の異常上昇の痕跡									
	異常な臭気の発生									

